

## 会津バスケットボール協会規約（2019～）

### 第1章 総則

#### （名称）

第1条 本会は、会津バスケットボール協会と称する。

#### （事務局）

第2条 本会は、事務局を会長の指定する所に置く。

#### （目的）

第3条 本会は、会津地区のバスケットボール界を代表する団体として、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という。）及び一般社団法人福島県バスケットボール協会（以下、「県協会」という。）に加盟し、同地区におけるバスケットボール競技界を統括し、地区のバスケットボールの普及及び振興を図り、バスケットボールを通じて、地区民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

#### （事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）各種バスケットボール大会の主催、統括及び後援。
- （2）バスケットボール競技の普及・発展並びに技術向上のための研究並びに指導。
- （3）バスケットボール競技施設の拡充に関すること。
- （4）バスケットボール競技に関する刊行物の発行。
- （5）チーム及び競技者の登録に関すること。
- （6）前各号に付帯関連する一切の事業。

### 第2章 加盟及び登録

#### （加盟義務）

第5条 本会は、会津地区のバスケットボール界を代表する唯一の団体として、JBA、東北バスケットボール協会及び県協会に加盟する。

#### （チーム加盟・競技者登録）

第6条 JBA、県協会及び当会の実施する事業に参加しようとするチーム及び競技者は、JBAおよび県協会または当会にチーム加盟及び競技者登録をしなければならない。

### 第3章 役員等

#### （員数）

第7条 本会に、次の役員を置く。

- （1）理事20名以上33名以内
- （2）監事2名以上4名以内

2 理事のうち、1名を会長、若干名を副会長、1名を理事長、1名を総務委員長、1名を競技委員長、1名を強化委員長、1名を審判委員長とする。

- 3 各加盟団体の運営の実状に応じて理事と同等の業務に携わる理事待遇を置くことができる。
- 4 前項の会長をもって、当会の代表理事とする。

(選任等)

第8条 理事及び監事は評議員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、理事長、総務委員長、競技委員長、強化委員長、審判委員長は理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第9条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款が定めるところにより、その業務を執行する。

(監事の職務権限)

第10条 監事は、理事の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第11条 役員の任期は、選任後2年間以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例評議員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後において、定員に欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第12条 役員は、理事会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総理事の半数以上であって、総理事の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第13条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第4章 理事会

(構成)

第14条 当会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第15条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、理事長、総務委員長、競技委員長、強化委員長、審判委員長の選定及び解職

(開催)

第16条 当会の理事会は、定例理事会及び臨時理事会とし、定例理事会は毎年度4月に評議員総会前に開催し、臨時理事会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が掛けたときまたは会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事会の招集通知は、会日より1週間前までに理事に対して発する。
- 4 役員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。
- 5 理事会が相当と認めた場合には、理事以外の者をオブザーバーとして理事会に参加させることができる。ただし、オブザーバーに議決権はない。

(議長)

第18条 理事会の議長は、当該理事会において、出席した理事の互選により選任する。

(決議)

第19条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第20条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が意義を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第21条 理事又は監事が役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

## 第5章 評議員総会

(構成)

第22条 当会の目的に賛同し、学校関係は部活動顧問、ミニ及び社会人関係はチーム代表者及びバスケットボール愛好者を評議員とする。

(開催)

第23条 当会の評議員総会は、定例評議員総会及び臨時評議員総会とし、定例評議員総会は毎年度4月に開催し、臨時評議員総会は、必要に応じて開催する。

(権限)

第24条 評議員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 前年度行事報告
- (2) 前年度決算
- (3) 理事の改選(2年に1回)
- (4) 本年度行事予定
- (5) 本年度予算
- (6) その他、重要事項

(招集)

第25条 評議員総会は、法令に別段の定めがある場合に除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各評議員に対して発する。

(議長)

第26条 評議員総会の議長は、当該評議員総会において、出席した評議員の互選により選任する。

(議決権)

第27条 評議員総会における議決権は、評議員1名につき1個とする。

(議決の方法)

第28条 評議員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席評議員数の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、出席評議員数の半数以上であって、出席評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 役員解任
- (2) 定款変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

## 第7章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第29条 当会に、名誉会長、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の決議を経て、評議員総会の同意により会長が委嘱する。

3 名誉会長、顧問及び参与は次のいずれかに該当するに至ったときは、除名される。

- (1) 当会の名誉を毀損、若しくは当会の目的に反する行為をしたとき。
- (2) 成年被後見人、若しくは被保佐人になったとき。
- (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 解散したとき。
- (5) その他、理事会の決議を経て、評議員総会の同意があったとき。

## 第8章 専門委員会

### (専門委員会)

第30条 当会の事業を遂行するため、次の専門部及び委員会を置く。

- (1) 総務委員会（総務委員会、財務委員会、規律・裁定委員会）
- (2) 競技委員会（競技運営委員会、記録報道委員会）
- (3) 強化委員会（技術委員会、指導者育成委員会）
- (4) 審判委員会（審判委員会、審判審査委員会、TO委員会）

2 前項の専門委員会以外に必要な応じて理事会の決議を経て専門委員会を置くことができる。

3 専門委員会の委員、構成及び事業内容等は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

4 前項目にかかわらず、急を要する場合には、会長が特別委員会を設置し、委員、構成および事業内容等を定めることができる。

## 第9章 方部協会及びアンダーカテゴリー部会

### (方部協会)

第31条 当会は、内各方部のバスケットボール団体を統轄し、バスケットボールの普及及び振興を図る。

2 本会に新たに加盟する団体は、理事会の承認を受けなければならない。

### (アンダーカテゴリー部会)

第32条 当会は、次の各アンダーカテゴリー部会のバスケットボール界を総括し、バスケットボールの普及及び進行を図る。

- (1) U18部会
- (2) U15部会
- (3) U12部会

## 第10章 各種連盟および協力団体

### (各種団体)

第33条 当会は、次の連盟を加盟団体とする。

- (1) 会津社会人バスケットボール連盟（シニアを含む）
- (2) 高等学校体育連盟会津地区バスケットボール専門部（U18部会と連動する）
- (3) 会津ジュニアバスケットボール連盟（U15部会と連動する）
- (4) 会津ミニバスケットボール連盟（U12部会と連動する）

2 本会に新たに加盟する団体は、理事会の承認を受けなければならない。

(協力団体)

第34条 当会は、次の団体を協力団体とする。

- (1) 中体連
- (2) 障がい者連盟

#### 第11章 事業及び会計

(事業年度)

第35条 当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第37条 当会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定例評議員総会に提出・報告し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (3) 決算報告

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務局に10年間備え置くとともに、定款及び役員名簿を主たる事務局へ備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第38条 当会は、役員その他のものに対し、剰余金を分配することができない。

(残余財産の帰属)

第39条 当会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員総会の決議を経て、当会と類似の事業を目的とするほかの公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(特別会計)

第40条 本会に、バスケットボール普及と競技力向上のための「特別会計」を置く。

- 2 大会参加費、補助金、寄付金、協賛金及びその他を収入にあてる。
- 3 本会が主催する各種強化大会・講習会等の開催に支出する。

#### 付 則

本規約は、理事会の決議によらなければ変更することができない。

この規則は平成30年4月12日から施行する。

平成31年4月13日一部改正。